

安中市小口資金申込書類チェック表

申 込

金融機関・支店名

事業者名

担 当 者 名

●個人事業者の場合	チェック
信用保証委託申込書(保証人等明細)	
申込人(企業)概要	
信用保証依頼書	
信用保証委託契約書※申込み時の添付は不要。	
本人の「住民票抄本」(続柄・本籍は不要)	
市税の「未納税額のないことの証明書」	
県税の「納税証明書」	
決算書等(写) 最新の2期分 ・確定申告書と収支内訳書(決算書)	
「貸借対照表」作成の場合(写しを提出)	

※住民票などの証明書類は、
申請月のものをお願いします。

●法人事業者の場合	チェック
信用保証委託申込書(保証人等明細)	
申込人(企業)概要	
信用保証依頼書	
信用保証委託契約書※申込み時の添付は不要。	
法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
【法人】市税の「完納証明書」	
【連帯保証人】市税の「完納証明書」	
県税の「納税証明書」	
「中小企業会計に準拠」の場合 ・中小企業会計チェックリスト(写しも可)	
決算報告書(写) 最新の2期分 ・決算報告書と内訳明細書	

●設備資金の場合(市内における事業用設備の取得に限る)	※土地の購入は対象外	チェック
見積書(写)※	正式で最新のものを提出(日付、住所、宛名、有効期限等)	
カタログ(写)・写真等	設備が確認できるものを提出(図面等を含む)	
建築確認書(写)	建物の建築の場合に必要(申込者が建築申請者であること)	
契約書等(写)	設備の取得について契約書を締結した場合(建物の新增築等)	
借地・賃貸物件等の場合	地主や所有者の「承諾書」(写)及び「賃貸借契約書」(写)等の提出	

※取得した設備の「領収書」(写)を、取得後1カ月以内に提出すること。
なお、車輛を取得した場合は、「自動車検査証」(写)も併せて提出すること。

●その他必要書類	チェック	
個人情報の取扱いに関する同意書	保証協会用同意書：個人の申込者及び連帯保証人から徴求 <small>(包括同意の場合で不要な場合あり)</small>	
個人情報の提供に関する同意書	連絡所扱い小口用：個人の申込者及び連帯保証人から徴求	
許認可証(写)	許認可を要する業種の場合(住所、名義人、有効期限等)	
請負工事明細書	建設業等の請負工事等の場合に必要	
既存債務の借換の場合 (借換要件の確認)	小口資金借換要件確認票 事業計画書(群馬県信用保証協会宛) 該当月の売上等が確認できる書類の写し	
認定申請書	セーフティネット保証付申込の場合に必要(原本提出)	
外国人である場合には「住民票抄本」 または「在留カード」の写し	申込者又は連帯保証人が外国人である場合に必要 永住者の記載が必要	
特別小口の申込の場合	市の「市県民税の納税証明書」(2年度分)が必要(非課税は除く)	
その他の書類(必要に応じて提出) ※追加書類を提出する場合あり	従業員数資料・事業計画書・試算表・風俗営業でない宣誓書等 ※決算期から6ヶ月以上経過している場合は試算表の提出が必要	
誓約書	暴力団排除に関する誓約書:個人事業者及び法人事業者	

2口目以降の申込については、申込時点の残高額を併せて融資限度額を超えていないこと。	
回収条件付(借換等)の場合は、申込時点の残高額が確認できる書類の写しを添付すること。	
申込人(法人の場合は代表者)が70歳以上の場合は、必ず事業継承予定者を設けること。	
保証協会団体信用生命保険加入希望の場合は、加入申込書類の原本を提出すること。	

安中市小口資金における車輛購入の取扱

車輛の購入については、事業の用途に使用するものとして下記のものが対象となります。

【対象車輛の一覧】

区分	ナンバー	要件	可否	備考
自	1	貨物の運送の用に供する トラック、ダンプカーなど	○	
	2	11人以上の人の運送に用に供する バス、マイクロバスなど	○	
	3	10人以下の人の運送に用に供する 乗用車など ※青ナンバー又はレンタカー用に限る	△	運送業及びレンタカー業に限る
動	4又は6	貨物の運送用に供する 軽トラック、ライトバンなど	○	
	5又は7	人の運送用に供する 乗用車など ※青ナンバー、黒ナンバー又はレンタカー用に限る	△	運送業及びレンタカー業に限る
車	8	特殊の用途 ミキサートラック、バキュームカー、 タンクローリ、霊柩車、散水車など	○	
	9	大型特殊自動車 フォークリフト、除雪車など	○	
	0	大型特殊自動車 ロードローラ、ブルドーザーなど	○	
小型特殊自動車	フォークリフト、ショベルローダなど	○		

※可否欄の○印は業種に共通して対象とし、△印（3・5・7ナンバー）は運送業やレンタカー業に限定した業種を対象（他の業種は対象外）とします。

※対象外

自動二輪車、原動機付自転車、軽車両（馬車や荷車など）

【注意事項】

- ①使用者と所有者が同一であること。
- ②許認可等を受けるべき事業については、その許認可等を取得していること。
- ③購入する車輛の台数制限はありません。
- ④事前協議が必要な場合があります。